

学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県田川高等学校

I いじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) すべての生徒が、お互いの人格を尊重し合いながら、心の通い合う人間関係を築くことを目指す。
- (2) 学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、生徒が自己肯定感を高めることができる集団づくりを心がける。
- (3) 教職員が自らの人権感覚を磨き、些細な変化や兆候を見逃すことがないように常に職員間での情報共有を図り、早期発見、早期対応に努める。
- (4) 生徒や保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、日頃から外部の専門機関との連携を密にし、迅速に対応できる体制を構築する。

II いじめ問題の理解

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条

2 いじめの認知

個々の生徒の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人の周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学校のいじめ防止等の対策のための組織により、複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちにより添い、些細な喧嘩やふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とする。

3 見えにくいいじめ

いじめは大人の目につきにくいように行われるため、見過ごしてしまうこともある。いじめの行為の代表的なものは、からかいや嫌がらせ、陰口や無視などである。こうした些細に見える行為を継続的に複数の者から繰り返されることにより、苛立ち、困惑、不安感、屈辱感、孤立感、恐怖心等が募り、精神的に追い込まれていくことがある。さらに犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートする危険性がある。

4 いじめの背景

いじめは、次のような要因により、過度なストレスを感じたり、ストレスに適切に対処できなかつたりする場合がある。生徒の育ち、取り巻く環境を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにすることが求められる。

- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けず自己肯定感が持てない。
- ・授業をはじめとする教育活動によって満足感や達成感を十分味わえない。
- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや「いじめは絶対に許されない」といった規範意識が育ちにくい。

Ⅲ いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの未然防止

- ・生徒に「いじめは絶対に許さない」ことへの理解を促すとともに、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にしながら人間関係を築く力を身につけさせる。
- ・生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、安心して学習することができる規律ある環境づくりを行う。
- ・いじめの背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育成する。

2 いじめの早期発見

- ・「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の些細な変化や兆候に目を配り、いじめに発展する可能性のある事象については、積極的に迅速な対応をする。
- ・教職員、生徒、保護者との信頼関係を築き、普段から相談しやすい環境を整える。また、教員間での情報共有を密にしておく。

3 いじめへの対応

- ・いじめにつながる行為が確認された場合は、教職員ひとりで抱え込まず、速やかに組織で対応する。そのための指導、支援の仕方について、普段から職員の共通理解を図り、体制を整備しておく。
- ・いじめ問題の対応には地域の専門機関、医療機関等との適切な連携が必要である。日頃から関係機関の担当者とも情報共有体制を整えておく。

Ⅳ いじめ防止等のための対策

1 いじめ未然防止の取り組み

(1) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ・学校の姿勢や考え、取組等を全校集会やPTAの会合等を活用して発信する。

- ・人権教育や定期的な面談週間、教育相談、学校生活アンケート等を実施する。
- (2) 学年学級経営の充実
- ・学級活動、学年行事など生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さ、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
 - ・相手の感じ方や考えを尊重したり、自分の思いを伝えたりすることができるコミュニケーション活動を実施する。
 - ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、憧れを持ったりできるような異学年交流や地域の方と連携した行事を設定する。
- (3) 職員の意識向上と研修の充実
- ・教職員が人権感覚を大切にされた教育活動を展開する。
 - ・生徒の特性や環境を踏まえた支援ができるよう、生徒指導や生徒相談のスキル向上のための校内研修を行う。
- (4) 信頼関係の構築
- ・日頃からこまめに家庭と連絡を取り合い、生徒の身体的・精神的な状況を把握し、サポートできる体制を整えておく。

2 いじめの早期発見の取り組み

(1) 日常活動を通じた早期発見

- ・生徒と共に過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察し、サインを見逃していないか、思い込みで判断していないか等を意識して接する。
- ・生徒同士の関係、些細な変化を把握した時には、適宜声がけをし、状況に応じて家庭と連絡を取り合う。

(2) 相談体制の充実

- ・相談室に相談係職員が常駐し、生徒が気軽に相談に立ち寄れる場所を設定する。相談を通して、気になる状況が見られれば、担任、養護教諭等と連携を図り早急に対応する。
- ・学年会では、常に生徒情報を報告し共有し合う。いじめにつながりそうな動向が見られた時は、複数の目で様々な角度からの情報収集に努める。
- ・定例の相談係会では、各学年からの生徒状況を共有し、個別の支援に繋げる。
- ・校内でS Cによる相談を受ける機会があること、また学校外の相談窓口もあることを周知する。

* 子ども支援センター	子ども専用	0800-800-8035 (無料)
	大人専用	026-225-9330
* 学校生活相談センター		0120-0-78310
	(24時間子どもSOSダイヤル)	
* チャイルドライン		0120-99-7777

(3) 保護者との連携

- ・保護者には、日常的に子どもと話し合う機会を持ち、内面の変化や人間関係に気を配るよう協力を依頼する。
- ・保護者からの訴えがあった場合は、真摯に受け止め、当該生徒の状況、周辺の様子や関係性について情報を収集し、聞き取りを実施しながら感度を上げて見守る。

3 いじめ（ネットいじめ）への対応への取り組み

(1) 一人で抱え込まずに、チームで対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したり、通報を受けたりした場合は、一人で判断することなく、迅速かつ柔軟に「いじめ防止対策のための組織」を編成し対応する。
- ・事実や気持ちを丁寧に聞き取り、保護者とも連絡を取り合いながら事実関係を整理する。情報を全職員で共有し、支援体制を整える。

(2) 被害生徒を守り通す

- ・被害生徒、保護者の気持ちに寄り添った対応を心がけ、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）を講じる。
- ・必要に応じて、外部機関、専門機関との連携を積極的に行う。
- ・いじめ問題の解消後も、見守りや支援を継続的に行う。

(3) 情報モラル教育の推進

- ・インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するよう努める。
- ・生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

4 いじめ防止等の対策のための組織

「いじめ不登校・特別支援対策委員会」を組織する。

【 構成 】

教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、PTA代表

※必要に応じて、SC、SSWなど外部専門家が参加する。

【 任務 】

- (1) いじめ防止の取組の実施や年間計画の作成
- (2) 生徒、学校職員、保護者等からのいじめ相談、通報の窓口
- (3) いじめの早期発見、早期対応
 - ・情報の集約と記録、職員の情報共有
 - ・保護者及び関係機関との連携、組織的支援体制の構築と対応
- (4) 教職員の意識啓発

5 いじめ防止関係の年間計画

実施時期	実施内容	対象
通年	相談室、保健室での相談体制整備 毎日のホームルーム 学年会・・・毎週月曜日の放課後 相談係会・・・毎週火曜日の4時間目	
通年	アサーショントレーニング や ソーシャルスキルトレーニング 等による人間関係づくり	全学年
4月	非違行為根絶に向けた研修	全職員
4月	「生活のきまり」、基本的な生活習慣指導	全学年
4月	「24時間子どもSOSダイヤル」配布	全学年
4月	P T A 総会、学年 P T A、学級 P T A	
4月～10月	平和学習等 研修旅行事前学習	2年
5月	情報モラル教育講演会（スマホの使い方講座）	1年
5月	性教育講座	1年
5月	第1回 学校生活アンケート	全学年
6月	中高連絡会	
6月	教育相談 職員研修会（高校で実践できる S S T）	全職員
6月	デートDV講演会	2学年
7月	蒼穹祭	全学年
7月	保護者懇談会週間	全学年
8月	薬物乱用防止講演会	1学年
10月	第2回 学校生活アンケート	全学年
11月	人権講演会	全学年
12月	保護者懇談会週間	全学年
12月	学校関係者評価アンケート	学校評議員
1月	先進推進校視察	教職員
3月	中高連絡会（入学予定者に関する情報交換）	